



## 市民参画の実施結果・実施予定を公表します

【問い合わせ】  
地域づくり課(☎41-3514)

まちづくりに関する重要な計画などの策定や変更を行う場合、市民の皆さんの声を反映させるため、市民アンケートやパブリックコメント(※)、意見交換会などを実施しています。

令和2年度に実施した市民参画の結果と、現時点で予定している市民参画は下表のとおりです。

### 令和2年度市民参画の実施結果

参画対象の名称	参画対象の内容	参画の方法	実施時期	実施結果	担当部署
第3期花巻市教育振興基本計画	市の教育行政の進むべき方向と、これを実現するための基本的な施策と目標を定めるとともに、目標達成のために必要な事業を明らかにするため策定する計画	花巻市教育振興審議会での審議	令和2年8月5日・9月30日・11月6日、令和3年3月9日	意見等数延べ54件	教育委員会 教育企画課
		パブリックコメント	1月7日～2月5日	意見数延べ14件 ■素案閲覧者数 備え付け素案延べ25人 ホームページ延べ86人	
花巻市公立保育園・幼稚園の適正配置に関する基本指針	就学前児童の保育・幼児教育の更なる充実、質の向上を目指し、公立保育園及び幼稚園の適正配置を行うための基本指針	関係団体等との意見交換会	令和2年7月30日・10月26日	意見数延べ30件	教育委員会 こども課
		パブリックコメント	1月7日～2月5日	意見数1件 ■素案閲覧者数 備え付け素案延べ44人 ホームページ延べ286人	

### 令和3～4年度市民参画の実施予定

参画対象の名称	参画対象の内容	参画の方法	実施時期(予定)	担当部署
花巻市再生可能エネルギー事業と地域との共生に関する条例	再生可能エネルギー発電設備の安全な導入について基本的かつ必要な事項を定め、地域と共生して調和のとれた再生可能エネルギー発電事業の促進を図るための条例	パブリックコメント	8月～9月	生活環境課
		花巻市環境審議会での審議	8月	
花巻市立地適正化計画(変更)	都市計画区域内における、住宅及び都市機能増進施設(医療施設、福祉施設、商業施設など)の立地の適正化を図るための計画	市民説明会	11月～12月	都市政策課
		パブリックコメント	11月～12月	
		花巻市都市計画審議会での審議	12月	
多文化共生推進プラン(仮称)	国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的な違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくための計画	ワークショップ	9月～10月	生涯学習課
		策定委員会	11月、令和4年1月・4月	
		パブリックコメント	令和4年6月～7月	
花巻市スポーツ推進計画(変更)	市民が生涯にわたって健康でいつでも、どこでも、いつまでも気軽にスポーツに親しみ元気な活力あるまちの実現を図るために策定する計画	スポーツ推進審議会での審議	9月～12月	スポーツ振興課
		パブリックコメント	10月～11月	
花巻市子ども読書活動推進計画(第四次)	子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、子どもの健全な成長に資するための計画	検討委員会	11月～令和4年2月	花巻図書館
		パブリックコメント	12月～令和4年1月	

なお、実施する市民参画の対象や方法を追加したり、実施時期を変更したりする場合があります。

※パブリックコメント…計画などを公表して市民に意見を求め、出された意見などを考慮して計画などを決定するとともに、意見などに対する市の考え方を公表する方法です。



## 国の保育料無償化の対象とならない第3子以降の保育料等を助成します

【問い合わせ】教育委員会  
こども課(☎41-3149)

市では、国の「幼児教育・保育の無償化制度(3～5歳児と市民税非課税世帯の0～2歳児の保育料が無償化)」の対象とならない第3子以降の児童について、本市独自の取り組みとして「第3子以降保育料等負担軽減事業」を実施しています。

保育園や幼稚園、認定こども園などの利用者を対象に、第3子以降の入園料・保育料・副食費(以下、保育料等)の全額または2分の1を助成。要件を満たしている場合、申請することで4月～令和4年3月の保育料等の助成が受けられます。

### 対象児童

市内在住で、18歳以下の最年長者から数えて3番目以降の児童

### 助成額

世帯全員の令和3年度市町村民税の所得割合計額(以下、所得割合計額)に応じて助成します。  
※対象児童の保育料等に自己負担が発生しない場合や、国・市の各種補助金の合計額が保育料等の年額相当の場合は対象外です  
○所得割合計額が97,000円未満の世帯…令和3年度分として支払った対象児童の保育料等の全額  
○所得割合計額が97,000円以上の世帯…令和3年度分として支払った対象児童の保育料等の2分の1

### 対象施設(市外を含む)

認可保育所等(保育園、認定こども園、小規模保育事業所、家庭的保育事業所、事業所内保育施設)、幼稚園、認可外保育施設

### 所得割合計額と助成額の例

【例①】父、母、小学生2人、保育園に通う児童1人(2歳児)の5人世帯の場合

#### ●父母の収入と所得割額

	給与(税込み年収)	所得割額	保育料(副食費込み)は月額22,000円
父	330万円	78,300円	
母	150万円	16,800円	
合計	480万円	95,100円	

#### ●助成・保護者負担の内訳

保育料(副食費込み) 22,000円(月額)	送迎費・主食費など
市の制度により全額助成	保護者負担

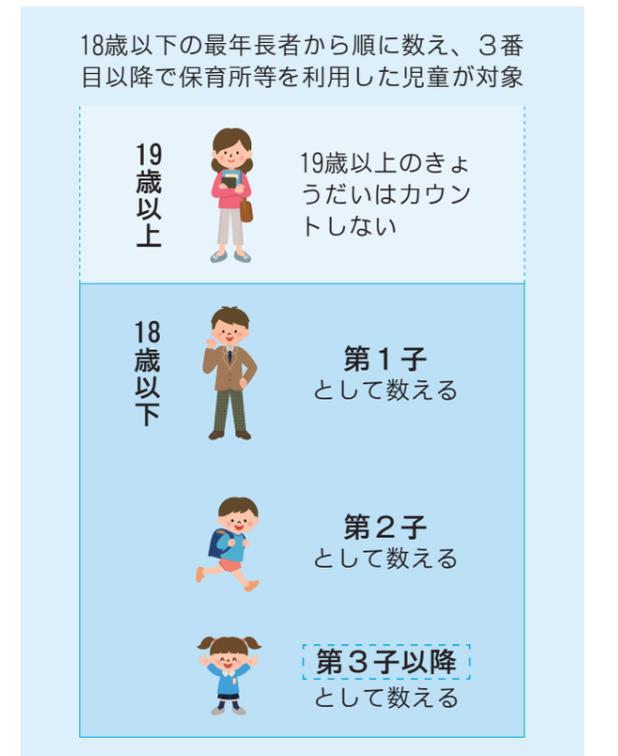
所得割合計額が97,000円未満のため、保育料(副食費込み)は市の「第3子以降保育料等補助事業」により、全額を助成します(送迎費・主食費などは保護者負担)。

### 申請方法

利用施設を通じて必要書類を受け取り、同施設へ提出

※市外の保育施設を利用している場合や、年度途中で退所し保育施設を利用しなくなった場合は教育委員会こども課へご連絡ください

### 助成制度の対象児童の捉え方



【例②】父、母、高校生1人、中学生1人、保育園に通う児童1人(5歳児)の5人世帯の場合

#### ●父母の収入と所得割額

	給与(税込み年収)	所得割額	保育料は無料(※)。副食費は月額4,500円
父	450万円	123,900円	
母	200万円	35,100円	
合計	650万円	159,000円	

#### ●助成・保護者負担の内訳

保育料	副食費 4,500円(月額)	送迎費・主食費など
国の制度により無料	市の制度により2分の1助成	保護者負担

所得割合計額が97,000円以上のため、副食費は市の「第3子以降保育料等補助事業」により2分の1の額を助成します(送迎費・主食費などは保護者負担)。

※保育料は国の「幼児教育・保育の無償化制度」により無料